



piece up

～繋ぎ合ってゆく～

9月号



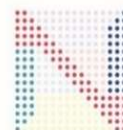
発行日：令和6年8月25日 発行人：税理士法人中山会計 情報発信委員会



お客様との信頼関係を深め、社員ひとりひとりが、ジグソーパズルの不可欠なピースのようにしっかりと繋がり合い中山会計を創っていく こんな思いをこめて“piece up”

おかげさまでpiece upを発行して8年目に入ります。

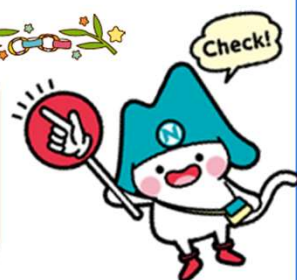
このpiece upを通じてもっと私たちを知って頂き、お客様の身近な存在であることをお伝えいたします。情報発信、活動報告、これらを“piece up”に載せて・・・



税理士法人 中山会計
NAKAYAMA Tax Accountant's Firm



自動車税納付期日変更の際の 未払計上日について



令和6年（2024年）能登半島地震の甚大な被害状況から、住所（所在地）に関わらず納期限が例年の5月31日から**9月2日（月曜日）**に変更になっております。

対象・・・石川ナンバー、金沢ナンバー※**軽自動車除く**

その際の自動車税の未払計上はいつになるかについてお知らせします。

税金を納める納税には、納めるときに自身で納めるべき金額を計算して納税する『申告納税方式』と、国や地方公共団体が納めるべき金額を計算して納税者に通知する『賦課課税方式』がありますが、自動車税は、後者の『賦課課税方式』となります。

この場合、賦課決定のあった日（納税通知のあった日）の属する事業年度に未払として損金計上することが可能です。

今回**8月上旬**に納税通知書（納付用紙）が発送されるので、自動車税納税通知書に記載の通知日付、もしくは自動車税の納税通知書が届いた日に未払い計上できるということになります。

法人税法上は損金の金額に算入される租税公課なので何も処理することはありませんが、自動車税の納付忘れ等による延滞金が発生してしまった場合において損金不算入の処理が必要となります。

不明点等は担当者までお問合せください。



臨時休業のご案内（9/12～13）

9月12日（木）13日（金）の2日間、社内システム更新作業のため、臨時休業とさせていただきます。お客様にはご迷惑をお掛け致しますが、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度「業務改善助成金」のご案内



賃上げ予定の方は是非ご検討ください！

現在、令和6年12月27日まで申請期間中の「業務改善助成金」（厚生労働省）についてご案内いたします。ここ最近、本助成金を活用して、新たな取組みに挑戦される事業者様が増えていらっしゃいます。やや複雑な助成金になり、様々な特例もございます。本誌をご覧になり、ご興味のある方がいらっしゃいましたら、まずは当社担当者までお気軽にお声がけください！

(1) 「業務改善助成金」とは？

生産性向上に資する設備投資など（機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成金としてもらえる厚生労働省の制度です。（最大600万円）

このようなお悩みの事業者様は、是非ともご活用ください！

- 例1) 毎年の賃上げに悩んでおり、売上向上するに設備導入を検討中！
- 例2) 日々の業務に、たくさんの人出が必要。機械化が進んでおらず、最低賃金以上の人件費をかけることができない！



(2) 対象事業者の要件

- ① 中小企業・小規模事業者であること。
- ② 事業場所最低賃金と地域内最低賃金（※）の差額が50円以内であること。
（※）石川県の最低賃金（時間額）は984円です。（2024年10月上旬より）
- ③ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと。

(3) 助成対象となる費用

主に、以下のような生産性向上に資する設備投資等が助成の対象になります。

- ① 機器・設備の導入（例：POSレジシステム導入による在庫管理業務の効率化など）
- ② 経営コンサルティング（例：国家資格者による、顧客回転率を向上させるための業務フローの見直しなど）

会社にある課題と取組イメージ

① 飲食店イメージ

課題：オーダーシステムが呼出スタイルで注文から提供までに時間+人出が多く賃上げが難しい！

取組：タブレット端末によるセルフオーダーシステムを導入！

成果：注文処理時間の短縮(1日90分から18分に短縮)、店舗全体の効率化、お客様の回転率も向上して、売上、利益の向上が実現！

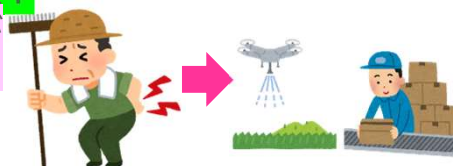


② 農業イメージ

課題：農作物の栽培がほぼ手作業で農薬散布や野菜運搬を行っている。従業員も高齢化している

取組：農薬の自動散布機、収穫物の運送するローラーコンベアを導入！

成果：作業が機械化したことで農薬散布のムラが減ったり作業時間が短縮された。また農作物の運搬時間や労力の削減が実現した！




(4) 助成上限額・助成率 ▶ここは複雑なので要注意です！

助成上限額は、賃上げの金額（コース）と引き上げる労働者数等によって決まります。コースは、30円、45円、60円、90円に分かれています。また、助成率は事業場内最低賃金額によって決まります。ここは、事業者様によって細かく変わってくる部分になりますので、まずは当社担当者までお気軽にお問合せください！

(5) 留意点

- ・本誌の情報は令和6年8月時点のものです。制度内容が変更になる場合がございますので、常に最新状況をご確認いただくか、当社担当者までご確認いただきますようお願いいたします。

（厚生労働省「業務改善助成金」HP )

